

こども誰でも 通園制度



【こども誰でも通園制度とは】

保育所などに通っていない家庭のこどもが、保育所や認定こども園などの施設に一定時間まで通園することで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。

利用児童の保護者を対象に、子育てに関する相談支援なども行います。

| | |
|------------|--|
| 対象者 | ○伊予市内に住所がある生後6か月～3歳未満のこども ※認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していないこと |
| 実施園 | 伊予市中山町出淵2番耕地21番地2 伊予市立中山認定こども園(Tel：089-967-1266) |
| 利用日時 | 月曜日～金曜日 9：00～12：00(祝日、年末年始を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・こども1人当たり月10時間の枠内で柔軟に利用できます。 ・1回当たり1時間から、1時間を超える場合は30分単位 ・園の行事などで利用できない場合があります。 |
| 利用料金 | 1人1時間あたり300円（1時間以降は、30分ごとに150円） ただし、世帯の状況によっては負担軽減があります。 |
| 利用定員 | 1日当たり3人まで |
| 給食 ・おやつ | 給食・おやつの提供はありませんので、おやつ、水筒などを持参してください。 |



【ご利用の流れ】

利用登録の申請

【利用者希望者】

子育て支援課に認定申請書を提出

審査・決定

【子育て支援課】

決定後、システムに登録・メール発信

システムへ入力

【利用者】

メール受信後、システムに必要な情報を入力

利用予約

【利用者】

利用希望日の2週間前から3日前までにシステムで利用日の予約

面談の決定・実施

【中山認定こども園】

初回 親子面談の決定と実施

面談予約

【利用者】

システムにおいて初回面談の予約

利用開始

キャンセルは事前に連絡して下さい

面談では、次の項目などについて伺います。

- ・食事や排せつなど普段の様子について
- ・かかったことのある病気などについて
- ・アレルギーなど体質について
- ・必要な配慮について
- ・その他保育に必要な情報について

【注意事項】

面談において、重篤な病気などにより保育することが著しく困難であると判断されたときは、利用できない場合があります。

利用登録後に、利用対象となる要件に当てはまらないことが判明した場合は、利用登録を取り消すことがあります。

こどもの送り迎えは、保護者が責任をもって行ってください。

利用の中止や変更の際は、必ず施設にご連絡ください。ご連絡がなく、利用時間を過ぎてキャンセルとなった場合は、月の上限時間から予約時間分を減算することがあります。

親子通園は3回程度を目安にしていますが、こどもの状況によって変更もあります。

【お問い合わせ】

◇制度について

伊予市市民福祉部子育て支援課 TEL：089-982-1119(直通)

◇利用予約などについて

伊予市立中山認定こども園 TEL：089-967-1266